

### Ⅲ 大量懲戒請求問題

#### 1 大量懲戒請求の発生

2017年、かつてない規模の大量懲戒請求事案が発生し、それは、全国の21弁護士会に対して800人を超える者からの請求となった。その請求事由は、弁護士会が基本的人権擁護の観点から政府の政策に対して意見を述べたこと(具体的には、日弁連の2016年7月29日付け「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」や各地の弁護士会における同様の意見表明。)を非難するものであり、同事案は、特定の団体又は個人が、インターネットで賛同者を募ることにより、全国の弁護士会に、同一の事実を原因として、会員の関係性の相違に応じて(役員に対しては意見表明の決定、執行の責任者であること、会員らに対しては当該弁護士会の会員であること、在日朝鮮人・韓国人の会員に対してはその属性に基づき)多数の懲戒請求をなしたもので、個々の弁護士の非行を問題とするものではなかった。

このような大量懲戒請求は、インターネットを中心としたIT技術の進展により、もともと社会的つながりのない個人同士の情報や文書等の流通が極めて容易になり、従来であれば一人ないしは極めて少数からの請求にとどまっていた事案がインターネット上の呼びかけに呼応した極めて多数の者からの請求となったものである。過去にも、個々の弁護士会での単発的発生で規模も数百件程度の大量懲戒請求はなされているが、それと比しても、2017年になされた大量懲戒請求事案の処理は極めて困難を来すものであり、その対応が問われる事態となった。

#### 2 日弁連の対応

2017年度執行部は、このような事態を受けて、大量懲戒請求事案への対応を検討し、2017年12月25日付け「全国各地における弁護士会員多数に対する懲戒請求についての会長談話」において、全会員又はそれに準ずる規模の会員に対する懲戒請求は、懲戒請求の形をとりながらも、その内容は弁護士会活動に対して反対の意見を表明し、これを批判するものであり、個々の弁護士の非行を問題とするものではない。弁護士懲戒制度は、個々の弁護士の非行

につきこれを糾すものであるから、これらを弁護士に対する懲戒請求として取りあげることが相当ではない。

弁護士は、その使命に基づき、時として国家機関を相手方として訴えを提起するなどの職務を行わなければならないこともある。このため、弁護士の正当な活動を確保し、市民の基本的人権を守るべく、弁護士会には高度の自治が認められているのであって、当連合会及び弁護士会による弁護士の懲戒権はその根幹をなすものである。日弁連は、この懲戒権を適正に行使・運用しなければならない責務が存することをあらためて確認するとともに、市民の方々には、弁護士懲戒制度の趣旨について更なるご理解をいただくようお願いするとして、全会員又はそれに準ずる規模の会員に対する懲戒請求については、弁護士に対する懲戒請求として取りあげることが相当でないとの見解を表明した。その後、2018年3月14日、懲戒手続の諸問題に関する検討ワーキンググループを設置し、大量懲戒請求事案をはじめとする手続上及び運用上の諸問題への対応に関する検討や、懲戒制度の適正な運用に向けた検討を進めているところである。

淵上 玲子(東京)